

南箕輪村障がい者及び高齢者タクシー利用料金助成事業の拡充について

タクシー利用料金助成券の対象者の見直しを行い、対象者の拡充をします。また、助成券の枚数についても増加の方向で検討しています。

対象者

現 行
1 75 歳以上で自身による交通手段のない方 ○ 同一敷地内に免許証の交付を受けている親族等の有無で交付枚数に違いあり
2 身体障害者手帳の交付を受け、次の障がいに該当の方（自動車税、軽自動車税の減免を受けている者を除く） ○ 視覚障害及び肢体不自由 1・2 級 ○ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障害 1 級
3 療育手帳の交付を受け、A1・A2 に該当する方
4 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級に該当する方



検討案
1 <u>70 歳以上</u> で自身による交通手段のない方 ○ 同一敷地内に免許証の交付を受けている親族等の有無を問わない
2 身体障害者手帳等の交付を受け、次の障がいに該当の方で <u>自身による交通手段のない方</u> ○ <u>身体障害者手帳等級 3 級以上の方</u> ○ 療育手帳の交付を受け、A1・A2・ <u>B1・B2</u> に該当する方 ○ 精神障害者保健福祉手帳 1・2・ <u>3 級</u> に該当する方
3 <u>介護保険法による要介護、要支援の認定を受け、自身による交通手段のない方</u>
4 <u>特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受け、自身による交通手段のない方</u>
5 妊産婦
6 その他、病気、けが等でやむを得ない場合で、村長が必要と認めた方